

議事要旨(3) IFRS 第 13 号「公正価値測定」教育マテリアル草案について

冒頭、加藤副委員長より、IFRS 財団のスタッフから本年 10 月に公表された、非上場株式の公正価値測定に関する IFRS 第 13 号の教育マテリアル草案（以下「本草案」という。）について、その開発及び公表の経緯の説明がなされた。引き続き、丸岡専門研究員より、説明資料[審議事項(3)-1 及び(3)-2]に基づき、本草案の概要について説明がなされた。また、本件に対して ASBJ としてコメントする予定はないことが説明された。

説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

ある委員から、主に次のような意見があった。

- ✓ 銀行は多くの非上場株式を保有している。これらは売却を前提としていないことや、また、有意な情報が限られるために、マーケットアプローチやインカムアプローチを適用することは困難なことが多い。この点から、修正純資産方式が本草案に明記されたことは、非常に実務的である。
- ✓ 銀行が每期行っている資産査定は、修正純資産方式に近いものであるが、資産査定はあくまでも発行会社の信用力を判断する作業である。これを公正価値の評価に置き換えるには、支配権プレミアムや非流動性の調整等も求められるため、運用面での検討が必要である。
- ✓ IASB のアジェンダコンサルテーションに対する ASBJ のコメントにおいて、非上場株式の公正価値測定に関して、実務上の実行可能性及び測定の信頼性に言及した。このうち、実務上の実行可能性については本草案によって一定の解決策が示されたと考ええるが、測定の信頼性に対する懸念が払しょくされるかどうかについては、今後、実例で確認していく必要がある。

これに対して事務局から、測定の信頼性の懸念など実務面に関しては、本草案の最終確定後に、基準設定主体や監査人等が協力して研修等の啓蒙活動を進めることで、実務への定着を図る必要があるものと考えられるとの回答がなされた。

ある委員から、主に次のような意見があった。

- ✓ 本草案は、IFRS 第 9 号における非上場株式の公正価値測定を前提とした測定手法の解説であることを鑑みれば、コメント提出は不要とする事務局の対応案に賛成である。
- 一方、IASB のアジェンダコンサルテーションに対する ASBJ のコメントにおいて提案した、IFRS 第 9 号の任意適用企業を対象とした適用後レビューに対応の軸足を移すべきであり、さらに、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に要求される IFRS 第 13 号の開示についても、適用後レビューに含めるよう主張していく必要がある。

ある委員から、本草案のガイダンスは IFRS で定義している重要性の文脈で考慮すべきであるとされているが、これは保有企業の資産に占める非上場株式部分の重要性という意味も含意しているのか、重要性の解釈については今後も非常にセンシティブな論点であろうとの発言があった。

(別件) 10月18日開催の第253回企業会計基準委員会において審議した「IASB が近く最終基準化を予定している一般ヘッジ会計」に関する追加説明

最後に、加藤副委員長から、10月18日の本委員会での審議事項についての追加説明がなされた。具体的には、一般ヘッジ会計に対する日本の市場関係者の2つの懸念に関して、先日 ASBJ と IASB が行った共同会議の際の確認事項として、次の報告がなされた。

- ① 負債性金融商品に FVOCI 区分の導入を検討している IFRS 第9号の限定的修正よりも、一般ヘッジ会計の最終基準化が先行した場合、限定的修正が完了した段階で改めて一般ヘッジ会計を見直す（再公開草案の）必要があるのではないかという懸念
 - 先に限定的修正を完了させて、その後改めて一般ヘッジ会計を再公開するということにはしない。当該 FVOCI 区分にも一般ヘッジ会計を適用するという修正が、限定的修正の公開草案の中に含まれる予定である。
- ② IAS 第39号の適用ガイダンス（Implementation Guidance）が、IFRS 第9号の一般ヘッジ会計には引き継がれないことに伴い、実務上の混乱・負担が生じるという懸念
 - 適用ガイダンス自体は引き継がれないものの、関係者が維持を求めている一部の会計処理は今後も実施可能であることを明確化するために、一般ヘッジ会計の最終基準化の背景説明に何らかの説明が含まれる予定である。

以上